

10 農林水産省 構造改革特区第21次 再検討要請回答.xls

| 管理コード  | 要望事項(事項名)                                    | 該当法令等                                       | 制度の現状   | 求める措置の具体的な内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答   | 再検討要請                     | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号                        | 提案主体名   | 都道府県 | 制度の所管・関係省庁 |
|--------|--|---|---|--|--|-------|-------|--|---------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------------|---------|---------------------------------|---------|------|------------|
| 100010 | 農地取得に係る下限面積の緩和                               | 農地法第3条、農地法施行規則第20条                          | 農地取得の下限面積は、農地法第3条第2項第5号において、原則、北海道では2ha、都府県では50aとされているが、農地法規則第20条の規定に基づき、農業委員が、地域の実情を踏まえ、引き下げることが可能(10a未満も可)。   | 市が認める農業に意欲のある市外からのU・I・Jターナー(個人)に限り農地取得の下限面積を緩和し、10アール未満でも農地取得を可能とする。   | 【提案理由】人口の減少や高齢化が著しい本市の中でも特に周辺地域においては、農業従事者人口が減少し、空き家や耕作放棄地の増加により、農村コミュニティが危機的状況を迎えつつある。これを食い止めるためには農業に興味がある人をいかに確保することが大きな課題である。現行の制度では、別荘地との不都合が生じることから、特区により農業に意欲のある転入者に限り下限面積を緩和することで、極力農地を細分化しないという市の方針を踏まえ、個人の多様な生き方を尊重し、農業に関わりたいと希望する移住者の積極的な獲得及び将来的継承としての可能性を確保していきたい。また中山間地の新たな雇用場の創出、定住者の場の1つとして、農業に興味はあるが農業専業で生計を立てるのではなく、自分で食べるだけの「農」を行い、得意なことやライフワークなどが自身でやりたい仕事を両立させることにより、心豊かな生活をおくるという思いでの新たなライフスタイルを普及・確立したい。そのことで若者・壮年層の定住を促進し、増加傾向にある空き家及び耕作放棄地の解消を図り、集落の中においては、安定的な専業農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う農家等、多様な農業者の役割分担による地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展につなげていきたい。【代替措置】規制緩和による事業目的外の農用地の取得を防ぐため、現在行っているU・I・Jターナーを対象とした別府市三次市空き家リノベーション事業補助金交付要綱に準じた要綱を整備し、市が責任を持って対象者を厳選する。 | D     | -     | 1 下限面積の設定は、市全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能な制度となっており、空き家等立地する耕作放棄地が所在する地域中心に区域を設定し、その地域に10アール未満の別途の下限面積を設けることができることから、御提案の趣旨については、現行制度の下で対応可能と見做す。2 なお、区域の設定については、地区や集落単位で指定する場合の地、A丁目第1番1号～A丁目第3番3号といった番地単位で指定されている例もある。3 仮に、貴市の提案通り、下限面積要件を市の別府市「人」で規制し、U・I・Jターナーには小規模面積での取得を認める一方、U・I・Jターナー以外の意欲ある農業者には同等の取扱いはないとすると、農地という財産権の取得に対し不合理な差別を容認することとなり不適切。  |                           |           |             |             |                   |         | 1<br>0<br>2<br>3<br>0<br>1<br>0 | 三次市     | 広島県  | 農林水産省      |
| 100020 | 市街化区域内の農地権利移動の緩和                             | 農地法第3条、第18条                                 | 耕作目的で農地の権利を取得する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。また、農地の賃貸借の解約等を行う場合には、農地法第18条に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。 | 現行、農地は市街化区域の内外を問わず、権利移動・移転は農業委員会の許可を要するとしているところ、1,000㎡未満の市街化区域内の農地については規制の対象から外し農地法第3条の3の届出のみ行えば足りるとする。  | 【事業内容】都府県において、非農家に農地の権利移動を可能にするにより、都市農業の振興及び都市部における緑地空間の確保を目指す。具体的には、市街化区域内の1,000㎡未満の農地の権利移動に対する農地法3条の3の届出を不作為とし、前法3条の3の届出のみで足りるとする。また、農地法18条は、本制度を適用して設定された賃借権には適用されないとする。【提案理由】農地は、農地の権利移動、転用行為及び賃借権の解除等に対して規制しているが、都市計画法の市街化区域内の農地の転用については、農業委員会に対するあらかじめの届出により許可が不要とされており規制が緩和されている一方、権利移動に対する規制、賃借権の解除等に対する規制も緩和されている。権利移動に対する規制は、農業による権利移動を促進しているが、宅地込み地として鑑定評価されている市街化区域内農地の取得を求める農家は考えられない。の結果、農地の譲渡等を考える所有者は、転用目的で譲渡を受けようとする者に対して権利移動を行うこととなり、都市部の貴重な緑地空間の減少を招いている。小面積(1,000㎡未満)の農地については、非農家への権利移動を認め、少しも農地である状態が保たれる方法を講ずべきである。また、耕作者の保護を目的に設けられている農地法18条の規制は、保護の対象が農業を生業としている者であると考えられることから、本制度を適用して設定された賃借権に適用されないものとするべきである。  | C     | -     | 1 市街化区域は、市街地として整備を図るべき地域であることから、農地転用については届出で可としているところであるが、市街化区域外農地であっても、実際に転用されるまでは、農地として効率的に利用されるべきであり、農地として利用される以上は、権利移動後の農地の効率的に利用されるかどうかについて予めチェックする仕組みが不可欠であり、御提案には応じられない。2 また、御提案では都市部の農地が少しも維持される方を講ずるべきことをその理由としているが、市街化区域内農地について農地法の規制の対象外とすれば、転用も耕作も行わない投資的・投機的な土地利用を促進することができなくなるため、小面積の低米利用地が増加する等かえって農地の確保や合理的な土地利用を阻害する結果があると思料。3 加えて、農地法3条から5条までの規制から、発着下の市街化区域内農地を完全に切り替えることができ、さらに耕作放棄地が急増する区域などについては10アール未満の単位での権利移動を認め、その区域の設置については、地区や集落単位で指定する場合の地、A丁目第1番1号～A丁目第3番3号といった番地単位での設定も可能であること。2 小面積の農地についての権利移動を前倒しすると、それを繰り返すことで大面積の農地の権利移動が可能となることから不適当と見做す。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 |           |             |             |                   |         | 1<br>0<br>2<br>8<br>1<br>6<br>0 | 愛知県     | 愛知県  | 農林水産省      |
| 100030 | 都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域内」における農地転用許可要件の緩和 | 農地法第4条第2項第3号、第5条第2項第3号、農地法施行規則第4条第5号、第5条第5号 | 農地転用許可制度は、具体的な転用目的を有しない投資目的、資産保有目的の農地の取得は認めないこととしているため、宅地造成のみの転用は原則認めない。  | 現行、農地転用許可の要件として、宅地造成(その処分を含む)のみの転用は、例外を除き原則的に許可できないこととなっている。都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域内」である農地について、この例外に加えることにより、同区域内において宅地造成のみの転用行為も許可できるようにする。 | 【事業内容、提案理由】農地転用の許可要件上、「土地の造成(その処分を含む)のみを目的とするもの」は、省令で定められた例に該当しなければ許可できないことになっている。市街化区域後の転用は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより許可不要とされているため、この要件の適用はない。都市計画法第34条第11号の「条例で指定する土地の区域」は市街化区域に隣接又は当該区域かつ自然的・社会的条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成する認められる地域に指定されるものである。このため、当該区域の農地は、市街化区域に準じて立地している農地と考えることが出来る。都市計画法第34条第11号が適用されると、都市計画法上は指定された用途の土地として建設の開発行為も宅地造成のみの転用を認めることにより、条例で指定した効力をより発揮させることが出来る。このため、「土地の造成(その処分を含む)のみを目的とする」転用は許可できないこととしているものの19種類の例外に、「都市計画法第34条第11号に該当する場合」に該当するものも加えるものである。   | D     | II    | 農地転用許可制度上、具体的な転用目的を有しない投資目的や資産保有目的の農地の取得を防ぐために事業実施の確実性等を審査することにより、事業目的、実地造成等からみて、事業実施後の施設等の用に供されることが確認認められるものについては、宅地造成のみの農地転用を認めることである。都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の設置については、関係機関において具体的な開発計画に基づく転用の実地造成を含めた調査までに行われるものではなく、住宅等の用に供されることが必ずしも確実とはいえないことから、同号に基づく区域での宅地造成のみの農地転用を認めないこととする。なお、農地法施行規則第47条第5号又は第57条第5号に基づき、都市計画法第12条の第5号に規定する地区計画が定められている区域内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅等の用に供される土地を造成する場合等については、当該地区計画の策定に当たり、関係機関において具体的な開発計画に基づく転用の実地造成を含めた調査が行われ、事業実施後の施設等の用に供されることが確認できることから宅地造成のみの転用を認めることである。  | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。 |           |             |             |                   |         | 1<br>0<br>2<br>8<br>1<br>7<br>0 | 愛知県     | 愛知県  | 農林水産省      |
| 100040 | 市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。                       | 農地法第4条、第5条、農業振興地域の整備に関する法律第10条、第5条          | 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。                           | 市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発等、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物については、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の建築施設の建築を促進する。         | 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり(都市計画法第7条第3項)、その区域内にある農地の転用については、都道府県知事(4haを超える場合には農林水産大臣)の許可を受けなければならないこととされている。また、市街化調整区域内かつ農用地区域内にある農地は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、原則として転用許可をすることができないこととされている。御提案のように、太陽光発電設備を備えた施設による農業振興地域制度及び農地転用許可制の規制緩和を行うこととすると、これらの制度による農業振興地域制度に支障を生ずることとなることから、本提案を受理し、ご意見を伺った。なお、御提案にある市街地に隣接している市街化調整区域内の農地における開発行為については、その農地が市街地の区域内又は市街化区域の傾向が著しい区域内にあり、第3種農地として区分されれば、転用許可が可能となる場合がある(農地法第4条第2項第1号ロ(1)・第5条第2項第1号ロ(1))の、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。  | C     | II    |  |                           |           |             |             |                   |         | 1<br>0<br>3<br>1<br>5<br>0      | 株式会社 玉越 | 愛知県  | 農林水産省      |
| 100050 | 国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止         | 農地法第4条、5条、附則第2項                             | 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。                           | 農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、大臣許可に係る転用許可権限を県に移譲する。   | 提案理由：農地転用の許可事務は、全国的統一の許可基準によって法令化され、運用されているが、都道府県が行う転用許可事務は、農業委員会系統の農業者連帯や前項によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているため、転用面積によって許可権限や決定協議の要否を区分することは合理性がない。   | C     | I     | 優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の取扱い及び農地転用規制を厳格化する措置を講じたところであり、平成22年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その趣旨に沿って、優良農地を確保することとされたことである。このため、優良農地が確保される可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視座に基づき客観的かつ総合的に判断する必要があるため、御提案を受け入れることは困難である。   | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答いたします。 |           |             |             |                   |         | 1<br>0<br>3<br>4<br>1<br>2<br>0 | 兵庫県     | 兵庫県  | 農林水産省      |

| 管理コード  | 要望事項(事項名)               | 該当法令等                        | 制度の現状   | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの提案に対する回答  | 再検討要請 | 提案主体からの意見   | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各省庁からの再検討要請に対する回答   | プロジェクト名 | 提案事項管理番号                   | 提案主体名                      | 都道府県        | 制度の所管・関係省庁 |       |
|--------|-------------------------|------------------------------|---|---|--|-------|-------|---|-------|---|-------------|-------------|---|---------|----------------------------|----------------------------|-------------|------------|-------|
| 100060 | カブトムシ飼育の継続に資する農地転用の規制緩和 | 農地法第4条<br>農地法施行令第11条         | 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。  | カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における分譲住宅申請(農地転用)を認めてほしい。 | 家畜排泄物を利用した昆虫飼育事業の特例(久留米カブトムシ特区)を活用して、環境影響に配慮しながら堆肥を使った昆虫飼育を可能とすることにより、カブトムシの無償配布を継続し、児童の自然への関心の醸成、地域が一体となった青少年健全育成、カブトムシを通じた都市と農村の交流を推進してきたが、夏の商家、カブトムシの飼育や運送に多額の資金を要したため、本業である酪農業者が休業に追い込まれてしまった。そのため、特区を活用したカブトムシの飼育もストップしてしまっている。<br>カブトムシの飼育を再開させるには、まず酪農業者を再建させなければならず、そのためには資金を集める必要がある。そこで、先代から継いだ農地の一部に別荘分譲住宅地転用申請を行い、その売却をもって資金を確保することを検討したが、当該農地が第1種農地であり、また隣接地が産業振興地域であることも理由に、当該申請が出来ない状況にある。<br>全国には、カブトムシを楽しみに持っている子どもたちがたくさんいること、久留米カブトムシ特区の継続は、全国の子どもたちの健全育成、都市と農村の交流促進も図られ、地域の活性化に繋がること、酪農業者を再建し、カブトムシの飼育も再開させ、全国の子どもたちに夢と希望を与えるためにも、優良農地の分譲住宅地転用を認めてほしい。   | D     | Ⅲ     | 農地転用許可の基準は、農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、住宅、工場等の無秩序な立地による農業環境の悪化を防止して農業上の土地利用が合理的に行われるようになるための必要最低限のものである。ポランテアにより昆虫の幼虫を飼育し、学校等へ無償配布しているという提案者の活動は大変貴重であるが、御提案のように、資金を集めることを目的として第1種農地において分譲住宅の転用を認めることは、農地転用許可制度の趣旨に反すると考えられる。<br>なお、農地法施行規則第39条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであれば、第1種農地において農地転用の許可がされる場合があるため、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。 |       | カブトムシの飼育を継続させ、青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するためにも、酪農再建費の確保を目的とした第1種農地における住宅地として農地転用を認めてほしい。住宅地として売れるまで自己で転用しておいて売りやすい条件を整えたい。 | D           | Ⅲ           | 農地転用許可制度上、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的での農地の取得を防ぐために事業実施の確実性等を審査することとしており、宅地造成のみを目的とする農地転用については、事業実施後の施設の用に供されることが提案と認められるもののみを認めている。<br>青少年健全育成や都市と農村の交流を推進するという提案者の活動の趣旨は理解するものの、買い手が現れやすいように土地の条件整備のみを目的とする農地転用を認めることは、上記の農地転用許可制度の趣旨に反すると考えられる。<br>なお、前回も回答したとおり、農地法施行規則第39条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であれば、第1種農地において農地転用の許可がされる場合があるため、具体的な開発計画をもって市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。 |         |                            | 1<br>0<br>3<br>0<br>1<br>0 | 久留米自然かぶと虫牧場 | 福岡県        | 農林水産省 |
| 100070 | メガソーラー発電に関する農地転用の緩和     | 農地法施行令第10条第2号<br>農地法施行規則第37条 | 農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。<br>土地収用法第3条の該当する公益性が高いと認められる事業に供する場合は、不許可の例外として第1種農地でも転用許可が可能。 | 送電線直下または、送電線近隣の農地について、事業化が可能な農地については、10haを超える第1種農地であっても農地転用を可能とする。                  | 再生可能エネルギーを利用した発電事業を公共的事業に位置付け、エネルギー源の分散と「自然エネルギーのまち」として、地域の活性化を目指す。<br>提案理由<br>本町においては、地域エネルギービジョンを平成23年3月に策定し、メガソーラー発電等の再生可能エネルギーを活用したまちづくりを目指すものとしている。メガソーラーは、1000kw(1メガ)の出力を得るために、約2haの用地を要する。また、事業化については、送電線に近接した土地が望まれている。この候補地に農地が存在する場合、10ha以上の規模の一面の農地の場合には、第1種農地となり、原則転用不許可であることから、実際に大規模な事業化が可能となる一面の土地が存在してはいるが、今後の推進は困難な状況である。この対応法として、農地法施行令第10条第2号には、公益性が高い事業であって農林水産省令で定めるものは農地転用を了している。これにリンクする施行規則第37条に、公益性が高い事業が掲げられているが、再生可能エネルギー事業は対象となっていない。<br>このため、本規則に平成23年8月に成立した再生可能エネルギー買取法に掲げられた資源を利用した発電事業を、公共性のある事業に加えることにより、本町における地域エネルギー源の整備を促進することができる。<br>代替措置<br>送電線直下または、送電線近隣の土地でなければ採算性の問題から事業化は困難である。よって、対象となる農地が固定されることから、本提案が現実化した場合においても、町全体の農地面積に与える影響は少ないものと考えられる。 | D     | Ⅲ     | 農地転用許可制度においては、優良農地の確保の必要性の観点の基本とし、転用事業等の公益性等も考慮して農地転用の可否を判断する仕組みとしているところである。また、農地転用許可基準上、土地収用法第3条、法令上あらかじめ農業上の土地利用と他の土地利用との調整が図られている場合等については、例外的に第1種農地においても農地転用許可を認めているところである。<br>したがって、メガソーラー発電施設を設置する場合であっても、電気事業法の許可を受けた電力会社等(一般電気事業者、卸売電気事業者又は特定電気事業者)が行う事業は、一般への電気の供給義務を負い、土地収用法第3条に規定する「公共性が高い」と認められる事業(農地法施行規則第37条)として第1種農地に係る農地転用の不許可の例外として転用許可を受けることが可能である。                    |       |   | D           | Ⅲ           |   |         | 1<br>0<br>3<br>0<br>3<br>0 | 那須町                        | 栃木県         | 農林水産省      |       |